時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゞること少からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價及ビ廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○府下郵便社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字二十字詰一行ニ付	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

法令を改むるに勇なり

第四十七號の勅令を以て改正醤油税則は發布ありたる次第と又其改正の全文とは既に時事新報の紙上に掲げたれば讀者諸君も亦之と閲覽して既に新舊兩則間に如何なる相違あるやを知悉したるとならんと雖も今爰に便宜の爲め改正條目の要點を數ふるに從來の税則に在りては其醤油あると溜あるとを問はず總て製成の造石高に應じ一石一圓の課税を爲したる者なれども新税則は大に改正を加へて醤油は製成品の原質たる可き諸味にのみ一石一圓の税を課するに止まり次で製造人が此一石の諸味より幾石の製成醤油を造り出すとも其れ一切不問に附するの法なり溜は新税則に於ても從前の如く其製成石高に課税するも畢竟醤油の如く諸味の原質に就き一括りに其税を負はしむるの便利なきに出でたる次第ゆゑ措て論せず扨其の醤油に對する新舊兩税則の輕重を如何にと云ふに一石の諸味よて通常六斗の醤油を製成し得る者と假定し新法諸味一石に一圓の課税ある製成醤油六斗に一圓を課するの割合なるが故に此點に於ては税率重きを加へたるの姿あれども是は生醤油と稱する精製の品に限りたる話よして生醤油を製し揚げたる後ちの諸味に鹽剛と投合すれば番醤油と稱する下等醤油を作ること容易にして一石の諸味より何程の番醤油を得るとも此等は既に原質に於て納税の義務を盡したれば製造人は少しも其課税に苦しむの憂あきなり再言すれば直接に諸味にて製成する上等醤油の税率は恰も一石一圓より進んで六斗一圓にまで昇りたるの趣なれども諸味間接の製品たる下等醤油は全く無税に變じたるの次第にして詰まり差引き計算すれば醤油製造人の負擔は新法の爲めに大に增したるにあらず是れ改正税則の其當を得たる第一要點なるが如し以上は税率に就ての論なれども次に收税檢査の手順方法に至りては新税法は繁を省き冗を除き簡易の理に基づきて順序の整頓したる事少からず例へば舊税法に於ては製造用の容器をは使用前に一々之を官に屆け其他倉庫納家に至るまで同じく釀出での順序と履む可き規則にて其中搾り器械は不用の際は掛官の檢査を受けて之と[illegible]用の際に一々申出で〻開封を乞ふまも掛官の[illegible]これば製造人は之を[illegible]する[illegible]其繁は[illegible]に迫る[illegible]度[illegible]次第なれば[illegible]の手數の煩はしき實に言外なりしと云へり然るに[illegible]税法に於ては生醤油番醤油たるに論なく總て製成の石高に課税する者なれば搾取後の諸味よ鹽味を加へ一番二番と順次數番の下等醤油を作るにも一々收税官吏の出張檢査を煩はさゞる其繁雜は平生製造人の苦情したる所あり又帳簿の調製に至りては襄に舊税法に於て原品の買入れ仕込み注文より金錢の出納人夫の出入其他何事に限らず營業よ係る收支の計算は明瞭に之を帳簿に登記せし先て時々出張官吏の點檢を受るの法規なれども借其帳簿は商家常用の大福帳若くは覺書の類にては不都合なりと云ふよ依り西洋簿記の式樣に照して新規に帳面を附直す等同式手數を二倍にして適々其手數に不慣れなるより更に幾倍の手間と費用とを損ずるなきよも非ず要するに舊税法の苦情は税額の重きが爲めよりも其手數の繁雜なるに在りしは明白の事實にして新税法は乃ち此繁雜を一洗し、製造人をして大に其利便を感ぜしむる者と斷言して蓋し實際に差支へなかる可し

不完全なる人事社會の常として政府の法令も時に實地に適せざるなきを期せず其始め新法を定むるに當りては專ら鄭重愼密を旨として百年後の成行まで思慮するとも大切ならんと雖も中途にして其不都合を見出したらば之を改むるに吝ならざるの勇氣なかる可らず即ち此點に於ては朝令暮改も咎むるに足らざる所以にして我輩は寧ろ其改正の屢々なるを祈る者なれども古來より施政者の癖として凡そ一旦布令したる政府の命は縱令へ實地に不都合あるも非を飾るの情に於て容易に之を改めざるか或は又然らざるも改正を實行するの決斷なく因循に事を放棄し絶て民間の疾苦不平を顧みざるは兎角免かれざるの弊習あるに今回醤油税則の發布は全く之に反し製造者の利便を計り又收税の費用手數を減ずるの目的にて改正を加へたるは細目の論は暫く措て其大體は我輩の偏に贊成を表する者あり然り而して更に我輩の所思を開陳するに今の法令中にも其手數繁文煩はしくして彼の醤油舊税則の如き苦情ある者の有無如何を點檢し若しも之あるを發見したらば其改正を斷行するに勇なる猶は此新税則に讓らざらんと當路者に對して切に希望に堪へざるあり

官報

○學士稱號の誤脫　去る十六日本紙官報欄内敍任辭令の項第十三行理科大學敎授の下に理學博士の四字又昨廿一日の同欄辭令の項第四行醫科大學敎授の下醫學博士の四字を孰れも誤脫せりと昨日の官報に是正したり

○司法省訓令第六號

廳府縣　憲兵本部

本年大藏省訓令第十二號ハ各廳ニ於テモ適用ス可シ

明治廿一年六月廿一日　司法大臣伯爵山田顯義

○大藏省告示第八十一號

明治廿一年(四月)大藏省令第三號煙草税則施行細則第八條中煙草一錢印紙ハ左ノ見本ノ如シ　(見本略ス)

明治廿一年六月廿一日　大藏大臣伯爵松方正義

○警察令第八號

明治十八年(十一月)甲第十七號牛乳營業取締規則第一條(其書式ハ)ノ下ニ(改條)ノ二字ヲ插入シ尚ホ左ノ通リ但書ヲ加ヘ且第七條ヲ改正ス

明治廿一年六月二十一日　警視總監子爵三島通庸

一條

但從前許可シタル場所ト雖モ破壞又ハ燒失等ニ罹リ更ニ建築セントスルトキハ其土地ノ状況ニヨリ移轉ヲ命スルコトアルヘシ

第七條　乳牛ノ體格及ヒ乳汁ハ臨時檢査シ乳牛病アルトキハ搾取ヲ禁シ乳汁不良ト認ムルトキハ投棄ヲ命スヘシ

○警察令第九號

飲料水營業取締規則左ノ通相定メ明治二十一年八月一日ヨリ施行シ明治十年(九月)警視廳丙第五號達飲料水販賣營業人心得ハ本則施行ノ當日ヨリ廢止ス

明治二十一年　警視總監子爵三島通庸
六月二十一日　東京府知事男爵高崎五六

飲料水營業取締規則

第一條　飲料水營業者ハ用水汲取ノ場所ヲ記載シ(非水ハ上水非堀井ノ別及其所有主ノ姓名ノ附記スルヲ要ス)其地所轄警察署ニ屆出ヘシ○第二條　水船ヲ使用シ飲料水營業ヲ爲サントスルモノハ前條屆出ノ上船體ノ檢査ヲ受クヘシ○第三條　轉居改氏名又ハ廢業ヲ爲シタルトキハ其都度所轄警察署ニ屆出ヘシ○第四條　水船ヲ使用シ上水ノ吐水ヲ汲取ルモノハ東京府廳ニ於テ特ニ示定シタル場所ニ限ルヘシ○第五條　飲料水ハ汲取後三十六時間ヲ經ルトキハ販賣スヘカラス○第六條　飲料水ヲ配達スル水桶ハ適當ノ蓋ヲ用ユヘシ○第七條　水船ニハ泥除ケ及板蓋ヲ設ケ潮水雨水又ハ他物ノ混入ヲ防キ汲入レ汲出シヲ爲ストキハ其一部ヲ開キ他ハ密閉スヘシ○第八條　水船ニハ汲入レ汲出シノ際散溢シタル水ノ水艙ニ歸流セサル裝置ヲ爲スヘシ○第九條　水船ハ糞尿船及芥船等ヲ繫キアル場所ニ近接シ繫留スヘカラス○第十條　水船ヨリ飲料水ヲ汲出ストキハ相當ノ器具ヲ用ヰ直チニ運搬用ノ水桶ヲ用ユヘカラス○第十一條　水船繫留所ハ其場所ヲ記シ其地所轄警察署ヘ屆出ヘシ○第十二條　水船水桶其他ノ用具ハ日々清潔ニ掃除シ破損ノ箇所アルトキハ直チニ之ヲ修理シ且他用ニ供スヘカラス○第十三條　飲料水及水船水桶其他ノ用具ハ警察官ニ於テ臨時檢査シ水質不良ナルカ又ハ用具破損又ハ掃除不充分ナルトキハ販賣ヲ差止メ其水ヲ棄却セシムルコトアルヘシ○第十四條　飲料水營業者ハ其配達人ヲシテ左ノ木札ヲ顯帶セシムヘシ但營業人自ラ配達スル者モ本文ニ準ス(木札雛形略ス)○第十五條　水船ニハ左ノ白地ニ黑書シタル小旗ヲ揭クヘシ(雛形略ス)○第十六條　本則第一條ヲ犯シタル者ハ二日以上五日以下ノ拘留ニ處シ又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス○第十七條　本則第二條第四條第五條第七條第八條ヲ犯シタル者ハ一日以上三日以下ノ拘留ニ處シ又ハ二十錢以上一圓二十五錢以下ノ科料ニ處ス○第十八條　本則第三條第六條第九條第十條第十一條第十二條第十四條第十五條ヲ犯シタル者ハ五錢以上五十錢以下ノ科料ニ處ス

○東京府令第二十二號

水船營業人(上水吐水ヲ汲取ル者)出願手續及汲取箇所等左ノ通相定ム但明治十九年(一月)當廳甲第十九號布達ハ廢止ス

明治廿一年六月二十一日　東京府知事男爵高崎五六

一水船ヲ使用シ上水吐水ヲ汲取リ販賣セントスル者ハ區長戶長ノ奧印ヲ得テ當廳ノ認許ヲ受クヘシ」但己ニ認許ヲ經タルモノハ更ニ出願ヲ要セス○一水船ヲ賣買讓與シ引續キ營業ヲ爲サントスル者ハ雙方連署ノ上同項ノ手續ヲ爲スヘシ○一水船ニハ當廳ヨリ下付スル鑑札ヲ船表見易キ所ニ釘付スヘシ若シ其鑑札ノ磨滅又ハ紛失シタルトキハ其事由ヲ具シ更ニ下付ヲ請フヘシ○一上水吐水汲取ノ場所ハ左ノ五箇條ニ限ルヘシ」麴町區錢瓶橋際」日本橋區一石橋際」同區蠣殼町三丁目十番地先」京橋區比丘尼橋際」同區南小田原町四丁目二番地先○一前項吐水ヲ汲取ルモノハ當廳ニ於テ定ムル所ノ水賦金ヲ納ムヘシ

○警視廳告示第十四號

明治二十年(六月)告示第十一號糞尿船繫留所並塵芥淤泥捨場左ノ通更正ス

明治二十一年　警視總監子爵三島通庸
六月二十一日　東京府知事男爵高崎五六

(糞尿船繫留所表略ス)

○陸奥公使謁見　陸奥公使は去る十九日大統領に謁見を濟しゝる旨米國紐育公使館よりの電報一昨二十日後零時二十五分外務省に到達せり

○賞勳年金交付　東京府に於ては明治二十一年上半期に係る賞勳年金を來る二十七日より二十九日まで交付す其人員五百九十五人にして金額二萬六千五百七十九圓三十三錢三厘なり(東京府)

大谷金次郎葬式ノ節ハ遠方御會葬被下難有奉存候混雜ノ際尊名承洩モ有之欠禮仕候段乍略儀新聞紙上ヲ以テ御禮申上候

近火之節者早速御見舞被下候處混雜中尊名伺洩モ可有之ニ付乍略儀以新聞紙御禮申上候

青山北町四丁目　林與兵衛

今般東京府及神奈川縣下ニ於テ艦內敎授十名書吏二十八名筆記十二名徵募候條志願ノ者ハ明治十八年七月海軍省乙第十一號ニ基キ來ル七月三十一日マテニ本籍寄留ノ別ナク同府縣廳ヲ經テ願出ヘシ
但シ海軍部内ノ志願者ハ所屬長ヲ經テ願出ヘシ

○東海道鐵道
前言を踐み今
す可し嶋田よ
大井川は川幅
して可なるべ
は多からず平
も甚だ易から
滿川澎湃とし
最中に不時の
みと凡そ三度
掛りしも幸ひ
げなくして今
て橋を渡りて
道の嶮は金谷
の山續きなれ
一二を爭ふ場
り實內修築の
に響き透りに
を發したるよ
日あれば只機
川鐵橋の落成
三次の道筋を
き隧道を穿ち
玆にて又東海
に達す濱松の
に通じて復た
居の關にして
艱の昔しは女
往來を留め加
る文字の跡は
れども鐵道敷
自在にして未
る歐米人にて
らざるに至ら
つるよとて土
濱名の入江と
豊川の鐵橋は
をも行ふたる
めに西北に馳
尾張に入り池
ば是れ即ち東
筋平夷にして
の界は天然せ
土工非常よ思
間曾て手ぼり
既に鐵軌の敷
一日と以て全
日よ至り開業
はどの次第に
猶は仕殘りの
なく豫期に先
海道鐵道の落
に當り水儀に
徒らに斧鑿の
進步の鋒先も
功を成せる今

本社株式第二
十日ヨリ八月
ノ義半期決算
翌日迄停止
明治廿一年